

最高裁秘書第1644号

令和4年6月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月28日付け（5月2日受付、第040104号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「家庭局News (Vol. 80)」 (片面で1枚)
- (2) 「家庭局News (Vol. 81)」 (片面で1枚)
- (3) 「家庭局News (Vol. 82)」 (片面で1枚)
- (4) 「家庭局News (Vol. 83)」 (片面で1枚)
- (5) 「家庭局News (Vol. 84)」 (片面で1枚)
- (6) 「家庭局News (Vol. 85)」 (片面で1枚)
- (7) 「家庭局News (Vol. 86)」 (片面で1枚)

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)及び(3)の各文書には、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（4233）5240（直通）



第二期成年後見制度利用促進基本計画 が始まりました

対象期間：令和4年4月～令和9年3月（5年間）

地域共生社会の実現には総合的な権利擁護支援の充実を図る必要があること等を基本的な考え方としつつ、

- 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

の3点を目標として取組を進めることになっています。



家裁に期待される取組についても記載されています。

たとえば、

- ✓ 適切な後見人等の選任・交代の推進
- ✓ 適切な報酬の算定に向けた検討
- ✓ 権利擁護支援や意思決定支援に対する理解
- ✓ 地域連携ネットワークづくりや成年後見制度の運用改善等に向けた関係機関との積極的な連携

詳しくは第二期
計画を見てみよ
う。



「家庭裁判所」、「市民後見人」などのキーワードで検索してみよう。

☆第二期計画やその概要は、ファミりんに掲載されています☆

☆厚労省の成年後見制度利用促進室が発行しているニュースレター第31号も参考になります☆
 《掲載箇所》厚労省ウェブサイト⇒政策について⇒分野別の政策一覧⇒福祉・介護⇒生活保護・福祉一般⇒成年後見制度利用促進⇒成年後見制度利用促進ニュースレター
 《URL》https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

ファミりんに
ログインしてから
ここをクリック！



Vol.81

令和4年4月7日

家庭局 News



発行

最高裁事務総局家庭局



Welcome to Family Courts★

Famil☆in特集号のお知らせ

4/11(mon)

家事事件全般(Vol.82)

参考文献リスト、論文等検索ツール、審判書・判決書記載例

4/14(Thu)

家事調停＆審判(Vol.83)

非開示情報取扱いの留意点

4/18(mon)

後見事件等(Vol.84)

後見関係事件、財産管理事件、緊急事務処理

4/21(Thu)

少年事件(Vol.85)

少年事件全般

4/25(mon)

家庭裁判所調査官(Vol.86)

家裁調査官とは

5/9(mon)

うっかりミスに注意(Vol.87)

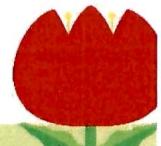
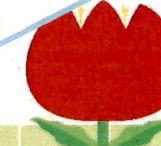
適正事務

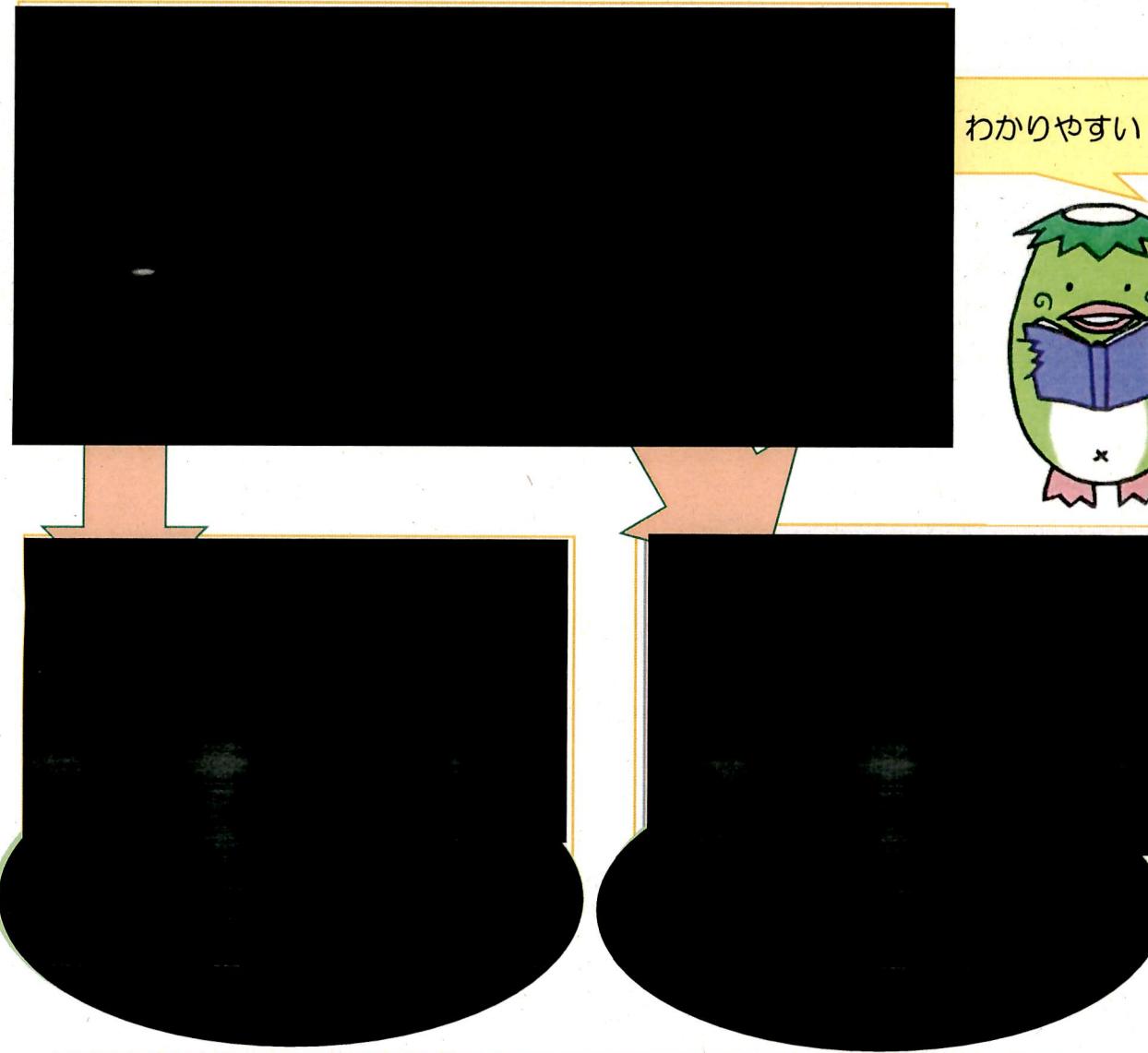
5/12(Thu)

事務局＆訟廷(Vol.88)

パンフレット、報告等一覧

家裁で役立つ情報を
お届けします！
初めてのみなさん
必見です☆



文献は事務処理の道標 

☆☆審判書・判決書の記載例や参考例も見てね☆☆

「非開示希望情報の管理」のポイント

★当事者への説明

提出書面の管理は当事者の責任です。
事前に当事者に説明しておきましょう。



必ず確認してね！

★関係職種間での共有

特に、調停委員は、当事者から書面を直接受領する機会が多いため、非開示希望情報の取扱いについて、調停委員と認識を共有しておくことが重要です。

★当事者から書面を受領するときには★

まず、非開示希望情報の有無を確認！（当事者にも確認してもらいましょう！）

もし、非開示情報が含まれていたら？

- ・マスキングをして提出するよう促す
- ・非開示希望申出書を書面ごとに添付するよう促す

不必要に非開示希望情報の申出を受理しないという観点も重要です！

H28.4.26 付け事務連絡「家事事件手続における非開示希望情報の適切な管理について」や、各庁のマニュアル等を確認しておきましょう。

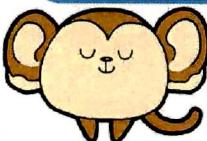
100
調停制度発足100周年

調停制度発足100周年！



紛争の要点をよく見る
「メガネアイ」

調停制度は令和4年10月に発足100周年を迎えます。



話をよく聞く「オオミミアイ」

これからもさらに盛り上げていこう！



解決に向けて話し合う
「ハナシアイ」



後見・財産管理係へようこそ



後見関係事件

後見関係事件の概要を知るには、どんな資料を見たらよいのかな？後見監督といっても、後見人の事務の内容がよく分からぬし、申立ての手続案内もできるかな…



ファミりんにログインして **GO**
をクリックすると、便利なページに行けるよ♪

💡 後見担当者が把握しておきたい事務連絡等はファミりんに掲載されているよ！後見監督の考え方や利用促進基本計画の内容も学べるよ。
💡 後見人用DVD「ご存知ですか？後見人の事務」を観ると、後見人が行う事務の流れをイメージできるよ！手続説明編では申立手続も説明しているので、手続案内する時に活用してね。



財産管理事件

所有者不明土地問題などが最近話題になっているけど、どんな資料が参考になるのかな？不動産の国庫帰属の流れもよく分からぬなあ…

最近成立した法律等の情報は、隨時ファミりんに掲載しているよ！不動産の国庫帰属についての事務連絡も掲載されているので、事務処理の参考にしてね。



緊急事務処理

期限を過ぎても報告書が提出されなかつたり、使途不明な支出を見つけてしまったら、まず何をしたらよいの？



Famil☆inでわかるすすむがんばれる♪

不正の兆候がある場合には、速やかに担当裁判官や主任書記官に相談して、被害拡大を防止する措置を検討しよう！



少年係へようこそ！

ファミリンには、皆さんに役立つコンテンツが盛りだくさんです。
先輩かーくんのアドバイスを参考に、知りたい情報をどんどん
チェックしてみてくださいね。

※ファミリンにログインしてから、各コンテンツをクリックしてください。



4月から少年係の
かーくん



Q. 少年審判手続がまだよく分からぬのですが…。

A. まずは少年審判DVDで少年事件の流れを掴んでみよう。

先輩かーくん



Q. 令和3年改正少年法に関することが知りたいです。

A. いよいよ施行されました。参考資料等(令和3年改正少年法)で改正少年法関係のポイントを押さえよう。



Q. ミスのない事務を行いたいのですが…。

A. 家庭局からの事務連絡や正確な統計報告のための参考資料を確認してみよう。



Q. 少年審判の決定書のイメージが掴みたいです。

A. 決定書記載例集や、審判書参考例を見てみよう。



Q. 少年事件に関する知識をより深めたいのですが…。

A. 文献一覧表・論文等検索ツールで基本的な論文や文献をチェックしよう。





家裁調査官ってどんな人達なんだろう?
→「家庭裁判所調査官リーフレット」
をご覧ください。

(URL : <https://www.courts.go.jp/saiyo/pamphlet/index.html>)

家庭裁判所調査官
Family court investigating officer

<https://www.courts.go.jp/>

裁判所ウェブサイトのトピックス

こちらもご覧ください！

「心の声に耳を傾ける～家庭裁判所調査官～」

(URL: <https://www.courts.go.jp/about/topics/kasaichousakan/index.html>)

心の声に耳を傾ける～家庭裁判所調査官～

裁判所について

裁判所について

- ▶ 裁判所の組織
- ▶ 裁判所の仕事
- ▶ 裁判所の予算・決算・財務会計
- ▶ 司法委員会
- ▶ 裁判所の施設施築
- ▶ 裁判所の収費対策等
- ▶ 裁判所における障害者配慮
- ▶ 裁判所における犯罪被害者保護措置
- ▶ 法廷録「めの書き」
- ▶ 司法制度改革
- ▶ ブログ

家庭裁判所調査官



家庭裁判所調査官とは

誤解において人と深く関わり、相手の言葉や心地に耳を傾け、側面の姿勢を明らかにします。未熟を翼えた解決や更生に向むた意見を示したり、聞き分けを行ったりするなど、家庭裁判所の中でも重要な役割を果たしています。

家庭裁判所調査官は、家庭内の紛争解決や青年少年の立ち直りのため、心理学、社会学、社会福祉、教育学などの専門的な知識や技術を活用して認定活動などをどう家庭裁判所の難題です。

少年事件や家事事件
での活動で分からな
いことがあつたら、
家裁調査官に聞いて
みましょう！

もっと家裁調査官のことを知りたければ・・・
「Family☆in」⇒「家裁調査官の役割・機能」で
「家裁調査官の役割・機能」

をご覧ください！



これを読んで、自分の仕事で
家裁調査官にどのように関わ
ればよいか考えてみてね。